

有料職業紹介手数料に関する事項

事業所名：株式会社 HAPPY BIRTHDAY

許可番号：27-ユ-305310

◆届出手数料額（上限）

【1】一般登録型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ・ 期間の定めのない雇用契約の場合： 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% ・ 期間の定めのある雇用契約の場合： 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の 50%
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%
※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言を行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

【2】サーチ／スカウト型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金：0 円 / 活動 1 日あたり：0 円（活動 1 時間あたり：0 円）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ・ 期間の定めのない雇用契約の場合： 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50%

	・期間の定めのある雇用契約の場合： 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（最大１年間分）に支払われる賃金の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
--	---

【3】再就職支援型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金：０円 / 相談・助言終了時：０円 成功報酬：当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の 50% (負担者：関係雇用主)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 ・期間の定めのない雇用契約の場合： 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の 50% ・期間の定めのある雇用契約の場合：当該求職者の就職後、雇用契約期間中（最大１年間分）に支払われる賃金の 50% (負担者：求人者)

◆免責・注意事項

- ・求職者（求職を申し込む側）からは一切の手数料を徴収いたしません。

◆返金制度に関する事項（返金規定）

返金条件と返金率の例：

入社後３ヶ月未満の退職：支払済手数料の 80% を返金

入社後６ヶ月未満の退職：支払済手数料の 50% を返金

入社後６ヶ月以上：返金なし

◆返金対象外（適用除外）の条件

求職者本人の自己都合による退職、または求職者の責に帰すべき事由による解雇の場合に適用します。（企業の経営都合による解雇等の場合は別途相談等）